

上尾市議会告示第1号

上尾市議会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月24日

上尾市議会議長 田 中 一 崇

上尾市議会公印規程の一部を改正する告示

上尾市議会公印規程（昭和49年上尾市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「議会総務課長」を「議会事務局次長」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。